

多摩地域福祉有償運送運営協議会
(令和4年度 第2回)

議 事 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	令和5年2月2日(木) 午後1時30分～午後5時00分	
場 所	(新型コロナウイルス感染防止のため、WEB会議にて実施)	
出席者	委 員	12名
	事 務 局	武蔵村山市役所健康福祉部福祉総務課(課長・係長・主事)
欠席委員	2名	
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自家用有償旅客運送の制度改正及び事例についての説明 (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について 4 その他 	
結 論	<ol style="list-style-type: none"> 1 自家用有償旅客運送の制度改正及び事例についての説明 (可決事項なし) 2 運営協議会に協議申請された事項の審査について ⇒課題はあるものの、審議団体のすべてについて、協議会として新規・変更・更新について了承をした。 3 その他 ⇒委員から運営協議会の在り方について提案あり。事務局において設置要綱の改正等を含めて今後の課題とする旨回答をした。 	
配付資料	<p>事前送付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次第 (2) 令和4年度第2回運営協議会協議予定団体一覧 (3) 更新登録申請団体要件確認表(22団体・22件分) (4) 新規登録申請団体書類(1団体・1件分) (5) 事前意見・質問・その他記入票(メールで電子データも送付しています) (6) 【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 (7) 【資料2】79条登録団体等一覧表 (8) 【資料3】需給状況等一覧(15市町分) (9) 自家用有償旅客運送の運行管理制度の改正概要 (10) 自家用有償旅客運送関係通達の改正概要 (11) 特定事務所における運行管理の責任者の整理 	

(開 会)

【事務局】 委員の皆様におかれましてはお忙しいところ出席いただき誠にありがとうございます。会議の進行については事前に配布しております次第に沿い進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、説明に要する資料については、画面上で共有するようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本会議における留意事項を説明いたします。本会議は設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、恐れ入りますが氏名を述べていただくからお話しくさいますようお願いいたします。

なお、通常時はWebexのマイクをミュートにさせていただいて御発言される際にマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたら再びマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

傍聴の方にも連絡いたします。協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっておりますので、今回は強制退出していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、式次第に沿い、本協議会の会長である島津様から進行をお願いいたします。

(委員紹介挨拶)

【会長】 ただいまより、令和4年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日の出席委員は12名であり、設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしております。

はじめに、本協議会の委員の紹介等について、事務局からお願いします。

【事務局】 第1回に引き続きよろしくお願いいたします。委員の交代がありましたので紹介をさせていただきます。

本日は欠席でございますが、選出区分・住民代表として、東京都民生児童委員連合会常任協議員の改選があったことから、新たに（委員氏名）様が新たに委員となりましたので、ご紹介のみさせていただきます。

その他委員の変更はなく、配布しております資料1に氏名等記載のとおりでございますので、御参照ください。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に基づく、議題の1「自家用有償旅客運送の運行管理制度改正についての説明」について、関東運輸局東京運輸支局輸送担当様から説明をお願いします。

(自家用有償旅客運送の運行管理制度改正についての説明)

【運輸支局】 一最初に配布資料(9)自家用有償旅客運送の運行管理制度の改正概要に基づき説明一

改正のポイントが3点ございます。

1点目は道路交通法上の安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなりました。2点目として、運行管理の責任者の業務拡充が図られることとなりました。3点目として、自家用有償旅客運送自動車を5両以上配置する事務所を「特定事務所」と定義することとなりました。この3つが柱となり、さまざまな改正がなされました。

配布資料(9)の「特定事務所における運行管理の責任者に追加された業務」について、どういったことが追加されたかというものとなりますが、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成することやアルコール検知器を常時有効に保持することが運行管理の責任者に対して業務内容が追加されました。

つづいて「特定事務所において追加された義務」ですが、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならないということや、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならないといった事項が義務として追加されています。なお、アルコール検知器による酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならないと改正がなされましたが、当面の間は適用されないものとなっております。

つづいて、「運行管理の責任者が受講する一般講習について」です。運行管理の責任者については、今後一般講習の義務が発生するものです。基本的なルールとしては2年ごとに一般講習を受講させなければならないというものです。これについては、安全運転管理者の資格があって選任される方と、運行管理者の資格があって選任される方の二パターンがあるかと思えます。現在は制度の移行時期なので猶予期間が設けられています。資料に記載のある「令和4年3月31日までの間に選任された特定事務所の運行管理の責任者に、この告示の施行の日（R4.10.1）から令和6年3月31日までの間に一般講習を受講させなければならない。」ということで、令和5年3月末までに運行管理の責任者に選任された方は令和6年3月末までに一般講習を受講してくださいという趣旨となります。また、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に道路交通法に基づく安全運転管理者の講習を受講した者は、一般講習を受講した者とみなす。」ということで、安全運転管理者の講習を受講した方は、令和5年3月末までに一般講習を受講したものとみなす、「みなし規定」となりますので、よろしく願いいたします。選任された時期によって対応が異なり、どのように対応すればいいか分からなくなった場合は、東京運輸支局輸送担当までお問合せください。

資料(9)の最後に記載のある「アルコール検知器について」ですが、先ほどの説明と重複する部分がございますが、アルコール検知器による酒気帯び確認義務が開始されたましたが、当面の間適用しないというものですが、ここで示しているのは、アルコール検知器

をどういふものを使用すればいいのかということをございます。アルコール検知器については、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。」とありますが、この機能を有する機械であれば問題はないものとなります。アルコール検知器をこれから御用意される団体については、こちらに記載のある機能を基準として御用意いただければと思います。

一つづいて、配布資料(10)自家用有償旅客運送関係通達に基づき説明—

先ほどの運行管理制度の改正に伴い、関係通達においても改正がなされました。改正内容としては、先ほど説明したものと、おおよそ同じ内容となりますが、通達の中で定められている内容といたしましては、資料(10)のうち「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の一部改正についてということ、運送しようとする旅客の範囲について対象となりますが、従来までは「登録日において該当する者がいない区分については申請することができない」規定であったものを「該当する者がいない区分でも地域公共交通会議等で協議が調っている場合は、当該区分についても申請することができる」へ変更がされております。なので、区分が現状で1つしか該当がない場合でも、全ての区分を申請することが可能となるという制度改正です。

つづいて、資料(10)のうち「道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について」ですが、これは運行管理の責任者にどういった資格が必要なのかとい趣旨となっております。これについて、道路運送法施行規則第51条の17第3号の規定を明確化したものです。第3号に規定する方は、自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する方及び一般講習を終了した方となり、これらに該当する方は運行管理の責任者に選任することができます。ちなみに、安全運転管理者については、道路運送法上の選任義務からは外れているのですが、福祉有償運送の運行管理の責任者の資格としては引き続き認められているので、安全運転管理者の方についても選任することが可能となっております。

資料(10)の最後に記載されている項目は処理方針お一部改正となっております。こちらは、施行規則の改正と同様のものとなっております。

資料(10)の2枚目以降に記載されているものは、一般講習をどうやって受講するかを示したものとなっております。国土交通省が認定した団体でしか一般講習を受講することはできませんが、その認定された団体を示した資料となっております。

一つづいて、配布資料(11)特定事務所における運行管理の責任者の整理に基づき説明—

運行管理者の責任者の整理として、より具体化したケースに当てはめて作成したものととなりますので、御活用ください。

以上で、制度改正についての説明を終わります。

【会長】 ありがとうございました。

この議題に対して、委員の皆様から質問等あれば、挙手ボタンを押してください。

【委員】 特定事業所に対して経過措置は設けられていないのでしょうか。

【運輸支局】 経過措置は設けられておりません。

経過措置のようなものとしては、先ほど説明した一般講習の受講について及びアルコール検知器の設置義務が当面の間適用しないというものが主なものとなります。

－ これ以降、質疑なし －

(運営協議会に協議申請された事項の審査について)

【会長】 つづいて、議題の2「運営協議会に協議申請された事項の審査について」です。

今回は協議団体が大変多いことから、委員の皆様については効率的な議事進行に御協力をいただきますよう、お願いします。

はじめに今回の協議方法について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今回の協議については、団体数が多いことから、今から申し上げる項目で区切り、審議をしていただければと存じます。

順番といたしまして、更新申請のみの団体・対価の変更を含む更新団体・新規申請団体のとしていただければと思います。

また、更新のみの団体につきましても、17団体と非常に多いため、送付しております「令和4年度 第2回 運営協議会 協議予定団体一覧」のNO.1からNO.6、NO.7からNO.12、NO.13からNO.17の3グループで区切りをつけながら審議いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、各市の需給状況については、事務局からの概要説明の後、各市から補足として通例では説明をしておりましたが、円滑な会議運営を図る観点から、事務局から一括して説明をいたしますのでご容赦ください。ただし、対価の変更及び新規申請団体に係る概要説明については、各自治体から説明をいたします。

また、NO.16「社会福祉法人幹福社会ヘルプ協会立川」についてでございますが、当該団体は本協議会委員の（委員氏名）様が団体関係者となるため、本団体に関する審議からは外れていただくよう、お願いいたします。

NO.21「NPO法人自立生活センター・東大和」についてでございますが、当該団体は本協議会委員の（委員氏名）様が団体関係者となるため、本団体に関する審議からは外れていただくよう、お願いいたします。

また、NO.22「NPO法人ハンディキャブゆづり葉」についてでございますが、当該団体は委員のうち、（委員氏名）様及び（委員氏名）様が団体関係者となるため審議からは外れていただき、その間の進行は委員長が事前の調整により事務局を指名することとしておりますので、そのように取り計らわせていただきますので、御理解賜りますよう、お願いいたします。

最後に、全ての協議団体に共通する事項について、周知いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をしております。

ます。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては所管の自治体が確認しております。

重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体及び事務局において確認しております。

各自治体において運営記録簿等の書類を確認しております。併せまして使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営がなされている状況であることを確認しております。事務局からの説明は以上です。

【会長】 それでは、まず初めに、更新申請協議団体のうちNO. 1からNO. 6の各団体の審査概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、内容確認等につきまして、配布しております「更新登録申請団体要件確認表」に基づき説明をいたします。なお、審議用資料といたしまして利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表、車両一覧表、運転者要件一覧表、運行管理の体制等を記載した書類、身体状況等、態様ごとの会員数、自動車保険内容一覧表等を事前に配布しておりますので、審議の際に活用ください。

それでは、NO. 1 狛江市の「社会福祉協法人狛江市社会福祉協議会」から説明をいたします。

要件確認表の運転者及び運送対象のうち登録会員数に変更がございます。

つづいて、NO. 2 清瀬市の「NPO法人福祉移送サービスの会」です。

要件確認表の使用車両、運転者、運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 3 調布市の「NPO法人エクセルシア」です。

要件確認表の使用車両、運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 4 調布市の「地域福祉ネットワーク第2こだま」です。

要件確認表の旅客から収受する運送対価以外の対価として介護保険法の規定を準用し付加料の変更及び運転者、運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 5 東久留米市の「NPO法人生活支援グループ夢来(むく)夢来(むく)」です。

要件確認表の使用車両、運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 6 国分寺市の「NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会」です。

要件確認表の運送対価以外の対価、運転者、運送対象に変更がございます。

つづいて、対象地域の需給状況について説明いたします。

資料は、資料3-1から3-6を参照願います。

本資料は、協議団体が属する対象地域の令和4年4月1日時点の人口、運送事業の令和3年度末時点の事業ごとの保有台数等状況、介護保険・障害認定者の令和3年度末時点の人数をまとめたものとなります。各数値については、資料に記載のとおりですので、審議の

際に活用ください。

また、各自治体の対象団体に対し、事前に「研修等の状況」及び「70歳以上ドライバーの対応」について質問をしており、回答内容を同資料に記載してございます。併せて、市町村で行っている公共交通施策についても資料に記載してございますので、御確認いただき、審議の参考情報として活用いただければと思います。

本審議以降の協議団体についても、同様の資料を添付しており、内容は各地域の状況を記載したものであり同様のものとなっておりますので、本審議以降の需給状況の説明については、資料の紹介をもってかえさせていただきますことを申し添えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

【会長】 事務局の審査概要等説明が終わりました。

それでは、NO.1の社会福祉協法人狛江市社会福祉協議会からNO.6のNPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会までの6団体の審査を一括して行います。

更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明のあったとおりでございます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。

ここで、事前に各委員から質問をいただいていた事項について、事務局から読み上げてください。

質疑に対する回答は、該当の市もしくは該当団体の方からお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】 事務局から事前に質問のあった項目について読み上げさせていただきます。

(NO.1～NO.4、NO.6)の団体について車両年数が、10年以上、又は、走行距離(km)の長

い車両の調子について質問があがっています。

(NO.1、NO.4、NO.6)の団体について75歳以上の方に注意している内容について質問があがっています。

(NO.1)の団体について登録会員数が71名から38名に減ったのに運転手が2名から11名になった理由について質問があがっています。

(NO.6)の団体について特定事務所項目の法令対応の進捗状況について質問があがっています。

(NO.1～NO.6)の団体について出庫前の点呼の方法(特定事務所は帰庫時も)について質問があがっています。

(NO.1、NO.2)の団体について旅客が増えており、頻度にもよると思いますが車両は2両でまかなえているかとのことで質問があがっています。

事前の質問は以上です。

【会長】 出庫前の点呼方法について回答をお願いします。

【狛江市】 出庫前に対面で確認(健康状態等も含めて)しています。

対面が難しい場合は電話により確認しています。

【清瀬市】 出庫前に対面で確認（健康状態等も含めて）しています。

【調布市】 出庫前に対面で確認（健康状態等も含めて）しています。

【小平市】 出庫前に対面で確認（健康状態等も含めて）しています。

【東久留米市】 出庫前に対面で確認（健康状態等も含めて）しています。

【国分寺市】 出庫前に対面で確認（健康状態等も含めて）しています。

【会長】 つづいて、登録会員数が71名から38名に減ったのに運転手が2名から11名になった理由と旅客が増えており、頻度にもよると思いますが車両は2両でまかなえているかについて回答をお願いします。

【狛江市】 登録会員数は、令和2年度に福祉有償運送を開始するにあたって見込みの人数を記載しておりました。運営を開始したのち、現在の実績に至ったものでございます。

2点目について、月1回程度お断りする場合もあるのが現状でございます。

【会長】 つづいて、車両年数が、10年以上、又は、走行距離(km)の長い車両の調子について、75歳以上の方に注意している内容について回答をお願いします。

【狛江市】 75歳以上の方については、行きなれた地区を主に担当していただいております。

古い車両について、運行前点検を毎日行っており異常がないことを確認しています。車両の入れ替えについては、今後検討して参りたいと思います。

【会長】 質問者の委員に質問です。古すぎる車は大体何年程度が目安になるのでしょうか。

【委員】 おおよそ10年もしくは10万キロが目安となります。保障も大体10年で切れるメーカーが多いです。

【会長】 ありがとうございます。

つづいて、NO.2の団体に対する旅客が増えており、頻度にもよると思いますが車両は2両でまかなえているか、車両年数が、10年以上、又は、走行距離(km)の長い車両の調子についてについて回答をお願いします。

【清瀬市】 1点目ですが、会員様に日時変更にご協力いただいている場合もあるが、コンスタントに利用するわけでもないので、現在はまかなえております。

2点目ですが、次回車検時に廃車予定です。

【委員】 廃車すると1両になりますが、今後はどうする予定（買い替え・寄付待ちなど）ですか。

【清瀬市】 買い替えをする予定です。

【会長】 つづいて、NO.6の団体に対する、特定事務所項目の法令対応の進捗状況、車両年数が古いもしくは長い車両について、75歳以上の対応について、特定事務所となるので一般講習を受講する必要があります、以上4点について回答をお願いします。

【国分寺市】 法改正による義務が生じたことは理解しています。現在の運行管理者は資

格を満たしております。特に新たな対応は行っておりません。ただし、今年からは意識して対応をしていく所存です。運転手へのチェックは健康状態等を出庫前、帰庫時に確認をしています。

【会長】 つづいて、NO. 3 及びNO. 4 の団体について、古い車両・走行距離の長い車両の調子について、あわせてNO. 4 の団体については75歳以上の対応について回答をお願いします。

【調布市】 車両については走行距離が4万キロであるため、今のところ不具合はありません。

【小平市】 75歳以上の方については、健康診断を行い、健康管理を行っています。繁忙時などに応援として対応している状況です。車両については車検が通っていること、冬場はスタッドレスタイヤを使用し安全には配慮しています。

【会長】 他に質問ございますか。

－ 質疑なし －

それでは、NO. 1 からNO. 6 の団体については、協議会として了承するという事によろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決がとれました。これにより、協議会として了承を得た旨を可決いたします。

つづいて、更新申請協議団体のうちNO. 7 「NPO法人南陽台地域福祉センター」からNO. 12 「NPO法人にあい福祉サービス」の各団体の審査概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、内容確認等につきまして、配布しております「更新登録申請団体要件確認表」に基づき説明をいたします。審議用資料は冒頭に説明したとおりでございます。

はじめに、NO. 7 八王子市の「NPO法人南陽台地域福祉センター」でございます。

要件確認表の運送主体の代表者、運転者、運行管理責任者、運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 8 八王子市の「NPO法人八王子移動サービス・ネットワーク」です。

要件確認表の運送主体の代表者、使用車両、運転者、運送対象に変更がございます。

なお、資料の「輸送の安全及び旅客の利便の確保」について変更がある旨を記載してございますが、正しくは変更なしとなりますので、口頭での訂正となり恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。

つづいて、NO. 9 八王子市の「社会福祉法人もくば会」です。

要件確認表の運送対象に変更がございます。

なお、資料について2点修正がございます。1点目は「使用車両」について変更がある旨を記載してございますが、正しくは変更なしとなります。2点目として、運送対象のう

ち態様の種類として、前回申請時の状況から要支援認定者の区分が増加しておりますが、変更届出不要と記載されております。正しくは令和元年12月16日付で変更届出をしている旨確認をいたしました。口頭での訂正となり恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

つづいて、NO. 10八王子市の「NPO法人自立生活センター日野」です。

要件確認表の運送主体の代表者、運転者に変更がございます。

つづいて、NO. 11瑞穂町の「社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会」です。

要件確認表の運送対象に変更がございます。

つづいて、NO. 12瑞穂町の「NPO法人にあい福祉サービス」です。

要件確認表の運送主体の所在地、事務所の所在地に変更があり運送の対価については令和3年度において変更協議の上対価を変更し、付随して運送対価以外の対価も変更しております。そのほか、使用車両、運転者、運送対象、損害賠償措置に変更がございます。

つづいて、対象地域の需給状況についてでございます。

資料は、資料3-7及び3-9にて、八王子市及び瑞穂町の需給状況を記載してございますので、審議の際にご活用ください。

以上で、事務局からの説明を終わります。

【会長】事務局の審査概要等説明が終わりました。

それでは、NO. 7からNO. 12までの6団体の審査を一括して行います。

更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明のあったとおりでございます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。

ここで、事前に各委員から質問をいただいていた事項について、事務局から読み上げてください。

質疑に対する回答は、該当の市もしくは該当団体の方からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【事務局】 NO. 7の団体様について、1点目として車両年数が10年以上、又は走行距離(km)の長い車両の調子について、2点目として月間運行回数、又は年間運行回数について質問としてあがっております。また、御意見として、配置車両数が5両以上で「特定事務所」ですので、一般講習の受講が必要となりますといただいております。

つづいて、NO. 8の団体様について、1点目として車両年数が10年以上、又は走行距離(km)の長い車両の調子について、2点目として登録会員数が114名から26名に減った理由について、3点目として配布資料78p運行管理体制について、整備管理の責任者の氏名の上部に記載されている「土屋友好自動車」とは整備事業者さまですか、申請法人さまとどのようなつながりにあるかという質問があがっております。

つづいて、NO. 9の団体様について、車両年数が10年以上、又は走行距離(km)の長い車両の調子について質問があがっております。

つづいて、NO. 10の団体様について、1点目として車両年数が10年以上、又は走行

距離(km)の長い車両の調子について、2点目として月間運行回数、又は年間運行回数について、質問があがっており、御意見として代表者様が令和3年に変わられているようですが、今後は変更があった場合は速やかに変更届のご提出をお願いする旨の御意見があがっております。

つづいて、NO. 11の団体様について、1点目として75歳以上の方に注意している内容について、2点目として月間運行回数、又は年間運行回数について、質問があがっております。

最後に、NO. 12の団体様について、1点目として車両年数が10年以上、又は走行距離(km)の長い車両の調子について、2点目として会員が27名から41名へ増えた理由について、3点目として、値上げについて団体内での議論はどうだったのか、全員値上げ賛成、小幅値上げなどの提案はあったのか、運行協力費は、謝礼ではなく雇用なのではとの質問があがっており、4点目として旅客が増えている状況で、頻度によるかと思いますが、車両は3両で賄えているのでしょうかというところで質問が上がっております。

また、全団体様に対して、先ほどもありましたが、出庫前の点呼の方法を御教示くださいということで質問が上がっておりますので、よろしくお願ひいたします。

事前にあった質問については以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、全ての団体に対して質問がありますので、事務局のほうから質問内容をもう一度確認しながら、当該市あるいは団体からお答えしていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、まずNO. 7の八王子市の南陽台地域福祉センター、もう一度、大変申し訳ありませんが、事務局から質問をしていただけますか。

【事務局】 それでは、事務局のほうから改めて読み上げさせていただきます。

NO. 7の団体様につきましては、まず委員のほうからあったのが、月間運行回数、または年間運行回数についてでございます。こちらが1点でございます、また2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子というところで2点目でございます。

3点目といたしましては、委員から出庫前の点呼の方法というところでございます。以上でございます。

【会長】 それでは3点ですね。

それでは、八王子市ないし南陽台地域福祉センターの方、お願ひいたします。

【南陽台地域福祉センター】 八王子市南陽台地域福祉センターと申します。よろしくお願ひいたします。

まず、質問1つ目の月間運行回数または年間運行回数ですが、令和4年度に関しましては年度途中なので、1月末時点では延べ239回、月の平均にいたしますと約24回となります。ちなみに令和3年度は年間389回、月平均で約33回となっております。

質問の2つ目、古い車両につきまして、4台車両がございますが、全て10万キロ以下でございまして、整備の責任者とディーラーの小まめな点検と相談を行いまして、4台とも車両の調子は良好でございます。

質問の3つ目、出庫前の点呼につきましては、先月末までは始業時の対面による目視、それと紙に記録をしてございました。今月からアルコール検知器、据置き型とモバイル型の2台を置きまして、データはクラウド管理でさせていただいております。酒気帯び及び未検知者はリアルタイムで確認できるような状況になっております。以上でございます。

【会長】 質問者の方、よろしいでしょうか。特になければ次に行きたいんですけど。

委員もよろしいですか。

【委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】 それでは、次に行きますね。

NO.8の八王子移動サービス・ネットワーク、質問を事務局の方、お願いしますね。

【事務局】 では、質問のほう読み上げさせていただきます。

まず委員から御質問があった件でございまして、登録会員数が114名から26名に減った理由がまず1点目でございます。

2点目といたしましては、こちらも車両年数が長い年数のものと走行距離の長い車両の調子というところでこちらも質問が上がっております。

また、こちら委員のほうからでございます。代表者が令和3年に代わっているようでございますが、変更があった場合は速やかに変更届出の提出をお願いいたしますということで、質問というか御指摘というところでございますかね、そういったことが上がっております。以上でございます。

【会長】 それでは、八王子移動サービス・ネットワークないし八王子市、所管の市から御説明お願いいたします。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 登録会員数が114名から26名に変わったのは、私がデスクワークも全部引き受けていますので、有償は全部予約制でやっています。それは、私がコロナに罹患しまして隔離されちゃったものですから、予約の受付ができなかったんです。それで急遽皆さんに連絡はしました。その結果、ドライバーも2人、私の後にすぐ罹患しましたので、デスクワークのほうも運転協力者のほうも全部止まっちゃったということなんですね。ですから、最初のうちに少しやっていた人は何人か残っていますが、あとの人たちは全部お断りをしたと。福祉有償運送だけですから、あらかじめ予約だけに絞って利用してもらっていますから。

よろしいですか。

【八王子市】 今、団体のほうから説明をしていたんですが、そちらも聞こえましたでしょうか。

【会長】 聞こえましたけど、よく内容が分からなかったんですけど、御質問の委員、分かりましたか。分からなかったですよ。

ちよっともう一回御説明していただけますか。

【八王子市】 すみません、ではもう一度団体のほうから説明いたします。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 八王子移動サービス・ネットワークです。聞こえますか。

【会長】 大丈夫です。どうぞ。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 私はデスクワークのほうを全部引き受けている者なんですが、たまたまコロナに罹患しまして、隔離病棟へ持っていかれちゃったもんですから、電話の予約を一切できなかつたんですね。私が隔離された後、運転協力者2名も同様にコロナにかかりまして、全く活動ができなかつたような状態になりました、一時。今は戻っておりますけれども、当時はそういうことでした。よろしいですか。

【会長】 よく分かりました。

委員、よろしいでしょうか、これで御説明。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 代表者が代わったということは、コロナで私がデスクワーク以外は無理だということで新しい代表者に代わりました。

【会長】 はい、分かりました。

次に、2点目について。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 出庫前の点検の方法ですけれども、全部予約に基づいて車が出ていくもんですから、出ていく時間がみんな違うわけなんです。ですから、出庫のたびに出庫する人間が私とコンタクトしていますから、1日に何回か仕事が終わったこととこれからまた始めるというようなこともお互いに確認し合っています。以上です。

【会長】 委員、この御回答でよろしいですか。

【委員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】 それでは、あと代表者の件がありましたよね。事務局の方、代表者の件、代表者の名称が変わった。

【事務局】 事務局です、すみません。

今のNO.8の団体様につきましては、委員のほうから、代表者様が令和3年に代わられているようなので、今後変更があった場合は速やかに変更届の提出をお願いいたしますというところで御意見があったところがございます。

【八王子移動サービス・ネットワーク】 はい、分かりました。

【会長】 じゃあ速やかにということで、八王子市のいきいき課の方、よろしくお願ひしますね。

【八王子市】 はい、かしこまりました。

【会長】 それでは、次に行きますね。

NO.9について御質問を武蔵村山市の方、事務局からお願いいたします。

【事務局】 NO.9については、こちら委員から車両年数が10年以上、または走行距離

の長い車両の調子ということで質問がまず1点ございます。

あわせて、委員のほうから全団体様共通で出庫前の点呼の方法ということで質問がございましたので、以上でございます。

【会長】 じゃあすみません、八王子市の方かもくば会の方、お願いいたします。

【社会福祉法人もくば会】 社会福祉法人もくば会でございます。よろしくお願いいたします。

まず車両ですね、年数が10年以上経過している車両が1台ございますが、現在も一応定期的に点検に出したり、あとは季節によってタイヤですね、今は冬用のタイヤも交換してという形で、一応随時メンテナンスを行っているところでございます。今のところ滞りなく走ってはいますが、やはり年数も結構古いということなので、今法人としても新しい車を何とか御寄附なりの形で、いろいろ入手できないかというところを今検討している最中でございます。

一応滞りなく今は走行できるんですけど、なるべく長距離のルートに関しては、ほかの車両で何とか賄えるような形で工夫をさせていただいております。

これがまず1つ目の質問の回答でございますが、次の質問の回答も一緒にしたほうがよろしいでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【社会福祉法人もくば会】 出庫前の点呼の方法に関してもですが、このような点呼記録簿というシートを使いまして点呼を行っております。基本的には対面が原則なんですけれども、時間帯によっては対面が難しい場合がございます。その場合は電話による点呼というものを実施しております。

点呼に関しての内容に関しましては、まず健康面ですね、風邪とか引いていないかとか、飲酒していないかとか、疲れていないかとか、そういった健康状態のまず確認がございます。あとは服装ですね、活動しやすい服装かとか、清潔な服装かとか、運転に適した靴を履いているかとか。あとは持ち物ですね、運転免許証とか。そういった運転する上で必要なものに関する確認を原則対面で、そうじゃない場合は電話でという形でやっております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

この御回答で大丈夫でしょうか。

【委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】 委員はいかがでしょう。

ありがとうございます。

【社会福祉法人もくば会】 ありがとうございます。

【会長】 それでは、10番の自立生活センター日野、八王子市ですね、事務局からもう一回質問を確認していただけますか。

【事務局】 では、質問のほう読み上げさせていただきます。

委員からでございます。

まず1点目が月間運行回数、または年間運行回数について質問が上がっております。

2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっている状況でございます。

続きまして、委員のほうからでございます。

こちらの名称についてでございますが、特定非営利活動法人自立生活センター日野という名称で恐らく申請をいただいていたというところでございますが、要件確認表の表記が変わっておりますというところで、名称の変更があったかどうかというところで質問が上がっております。

もう一点、出庫前の点呼の方法でございますね、委員から質問が上がっていますので、よろしく願いいたします。

【会長】 3点ですね。

それでは、御回答お願いいたします。八王子市でも自立生活センター日野の方でもどちらでも。

【八王子市】 八王子市の高齢者いきいき課と申します。

3点目の名称に関してだけ先に市のほうから説明いたします。

こちらに関しては、確認表の策定の際にちょっと誤りで記載しておりまして、正しくは特定非営利活動法人自立生活センター日野という名称が正確な表記になります。申し訳ありません。以上です。

【会長】 それでは、ほかの2点、当事者団体の方からお願いいたします。

【自立生活センター日野】 自立生活センター日野といたします。よろしく願いいたします。

1点目の月間運行回数、または年間運行回数になるんですが、ちょっとうちの団体は運行回数が少ないので、年間で昨年度、全体、日野市、八王子市、多摩市合わせて61回、うち八王子市が9回というような内容になります。今年度、今の段階でなんですが全体で73回、うち30回が八王子市という状況が年間の運行回数の現状になっております。

車両が古いということで1点、うちの1台が平成23年の11月に購入したものが該当になるのかなあと思っているんですが、そちらのほうは基本的に半年ごとに点検を行っていて運行しているという状況で、まだ走行距離も4万キロ行かないというところですので、そのまま引き続き小まめに点検を行いながら乗っていきなというふうに今のところは考えている状況になります。

最後に、出庫前、帰庫の点呼になりますが、基本的には対面での点呼、安全確認を行う。もしもそれができない場合は電話でという形で対応させていただいております。以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員もよろしいですか。

【委員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】 それでは次、瑞穂町社協になりますね、事務局の方。再度御質問について確認していただけますか。

【事務局】 では、質問のほう読み上げさせていただきます。

こちら委員のほうから質問がございました。

月間運行回数または年間運行回数について質問がまず1点ございます。

2点目といたしまして、75歳以上の方に注意している内容についてということで質問がございました。

こちらの2点で以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、当事者団体か瑞穂町の方、お願いいたします。

【瑞穂町社会福祉協議会】 瑞穂町社会福祉協議会と申します。音声のほう大丈夫でしょうか。

【会長】 はい、大丈夫です。

【瑞穂町社会福祉協議会】 ありがとうございます。

では2点、御質問について御回答させていただきます。

まず月間運行回数、また年間運行回数につきましては、一応令和3年度の分に関しては、年間24件で、月間は1件から2件となっております。令和4年度に関しても、年間はまだ集計はないんですが、月間としては一、二件の利用となっております。

2つ目の質問です。

75歳以上の方への運転手の対応ということで、活動時の点呼や日々の関わりにて運転手の健康状態や心情の確認を聞き取っております。また客観的に何か変わった様子があればこちらにも気にしております。加えて、またこの事業の登録更新であったり、年度ごとの事業更新のときに運転手へ意思確認を行っているところです。

2点、以上になります。

【会長】 それでは、御質問の方、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、分かりました。

【会長】 委員も。はい。

それでは、次に行きます。

NO.12のあい福祉サービス瑞穂町、質問をもう一度確認していただけますか、事務局の方。

【事務局】 読み上げさせていただきます。

まず委員からでございます。

まず1点目といたしまして、会員数が27名から41名に増えた理由について1点質問が上がっております。

2点目といたしまして、値上げにつきまして、団体内での議論がどうであったか、全員値上げを賛成したのか、小幅値上げなどの提案はあったのかというところで質問が上がっております。

3点目といたしまして、運行協力費は謝礼ではなく雇用なのではというところで御質問が上がっている状況でございます。

4点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。

また、委員からでございます。

こちら旅客が増えており、頻度にもよるかと思いますが、車両を3両で賄えているかどうかについて質問が上がっております。以上でございます。

【会長】 よろしく願いいたします。

委員、何かありますか。手挙げされたので。

【委員】 ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですけども、先ほどの自立生活センター一日野さんなんですけれども、確認表を見ますと、運送の区域が八王子市に発着する区域となっているのですが、こちらの団体さんは多摩市も入っている、もともと多摩市も運送の区域として協議が調っているので、変更なければ八王子市及び多摩市となりますが、問題なければそれで協議を調えたほうがいいかなと思いました。以上です。

【会長】 先ほどの自立生活センターですね。

【委員】 そうです。

【会長】 八王子市の方、いかがですか。いきいき課の方。

【八王子市】 八王子市高齢者いきいき課です。

こちらは、団体として多摩市のほうも発着があるということで、それも含めて申請するという形になるということですかね、申請に対する協議で。

【委員】 はい、そうですね。

【八王子市】 かしこまりました。ではその形での協議になると思います。

【委員】 はい、分かりました。じゃあ八王子及び多摩市ということで理解しました。ありがとうございます。

【会長】 すみません、それでは途中で中断しちゃいましたが、にあい福祉サービスの方、あるいは瑞穂町の方、御質問について御回答をお願いいたします。

【にあい福祉サービス】 それでは、NPO法人にあい福祉サービスでございます。

まず第1点目の御質問でございますが、昨年度の会員数は46名、今年度の会員数が41名でございます。施設への入所、転出、死亡等によって会員数は減ってはきております。前回の更新時からの増え方につきましては、令和2年度福祉有償運送の対象の追加等の関係につきまして制度改正がありました。それによつての増加傾向の要因の一つと考えております。具体的には、精神障害者の方、要介護及び要支援の認定の方の会員について増えてございます。以上でございます。

2点目、この値上げについての御質問と会員値上げについての賛成等についてのことにつきましては、関連がありますので、一括で御回答いたしたいと思っております。御了承いただきたいと思っております。

当団体では、15年間にわたって車両の寄贈等における業務コストの削減に努めてまいりました。そうした15年間につきましては利用料の値上げについては実施いたしませんでした。よって、最近といいますか数年前から赤字決算が続いて、借入金も増えたというようなこともあって事業の継続が限界に達し、NPO法人の解散についても議論に及びました。しかし、事業の継続を望む声が多く、小幅な値上げ等の提案はなく、この値上げ幅について全員異議なく御決定をいただいております。

なお、今後、運転者の人材につきまして不足が生じ、再び事業の継続が困難になるのではないかとというような御意見を頂戴してございます。以上でございます。

3点目でございますが、当初より運行する従事者の維持費という考えがございまして、つまり運転従事者に支払う時給、日当でございますが、その維持費としております。今後、運転従事者に係る維持費につきましては、他の事業者等の参考とする案を検討していきたいと思っております。

次に、車両についてなんですが、10万キロに達し、それ以上ですから12万キロを超えた車両については、既に1月19日に済んでございます。10年以上たっている車が1つございますが、距離数については8万5,000キロですので、現状で使用しているということでございます。

次に、4点目の質問につきましては、昨年度の延べ移送回数、つまり輸送回数でございますが、1,300件余り、活動日数が270日でしたから、1日当たり5件となっております。したがって、1日当たり輸送する会員数につきましては、二、三名ですので、車両3台で現状は賅っております。

なお、1点目の御回答と重複しますが、昨年度と比べて今年度は施設への入所、転出、あるいは亡くなった方などで会員数は減ってきております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、質問の方からは何か補足の質問等ありますでしょうか。

【委員】 御丁寧な回答をどうもありがとうございました。以上でございます。

【会長】 委員から何かあるようですか、どうぞ。

【委員】 すみません、ちょっと確認とお願いになるんですけども、ちょっとまた話を戻してしまって申し訳ないんですけども、委員のほうから話が出ました代表者の変更についてなんですけれども、これについては軽微な変更に当たるということで、変更後、本来ならば30日以内に変更届を提出しなければならないということになっていると。その際、変更届のほかに欠格事由に該当しない旨の宣誓書と、あと新規の役員名簿も添付しなければならないということよろしかったでしょうかということ、これが確認の1点目なんですけれども。

もう一つのお願いというのが八王子さんになんですけれども、団体ってなかなかやっばりそういった通知だとかルールというのは把握し切れていない部分があるので、そういった細かなルールみたいなところも教えてあげていただく、サポートしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

委員、何か。

【委員】 今おっしゃっていただいた代表者の変更についてなんですけれども、添付書類はおっしゃるとおり宣誓書と、あと登記簿謄本の添付が必要になりますので、変更届出と宣誓書と登記簿謄本はセットにして御提出いただければと思います。以上です。

【会長】 あと八王子いきいき課の方、よろしいですか。

【八王子市】 承知しました。ありがとうございます。

【会長】 それでは、これでNO.12のあい福祉サービスまでいきましたから、協議成立でよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

特になければ協議成立ということで可決したという形にしたいと思います。

それでは次、更新団体の③まで行きますので、たしかこれが終わったら1回休憩取りますので、ちょっと委員の先生方、頑張ってくださいね。すみません。

それでは、協議の③に行きます。

まずは事務局の方から御説明お願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明のほうさせていただきます。

内容確認につきましては、配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

画面上で共有がちょっと今できない状況になっておりますので、このまま説明させていただきますので、御了承いただければと思います。

初めに、NO.13、小金井市のNPO法人ハンディサポートこがねいでございます。要件確認表の運送主体の代表者、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象に変更がございます。

続きまして、NO.14、こちらも小金井市のNPO法人エンゼルの会でございます。要件確認表の運送主体の運転者、運行管理責任者に変更がございます。

続きまして、NO.15、稲城市の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でございます。こちらも要件確認表の運転者及び運送対象に変更がございます。

続きまして、NO.16、立川市のヘルプ協会たちかわ様でございます。要件確認表のうち使用車両、運転者、運送対象、損害賠償措置に変更がございます。

また、冒頭で申し上げましたとおり、当該団体は本協議会の委員が団体関係者となるため、審議からは外れていただくこととなりますので、御承知おきください。

続きまして、NO.17、東大和市のNPO法人ゆうらんせんでございます。要件確認表

の運転者、運送対象に変更がございます。

続きまして、対象地域の需給状況についてでございます。

資料につきましては、資料の3-10、3-12、3-13、3-14において、小金井市、稲城市、立川市、東大和市の需給状況を記載してございますので、審議の際に御活用いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、NO.13からNO.17の5団体の審査を一括して行います。

事務局から説明があったとおりNO.16、立川市の社会福祉法人幹福社会ヘルプ協会たちかわについては、委員が関係者のため審議から外れていただくこととなりますので、御了承ください。

更新に関わる前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等の補足に関する説明については、事務局から説明があったとおりでございます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。

事前に各委員から質問をいただいた事項について事務局から読み上げてください。質疑に対する回答は、該当市もしくは該当団体の方からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、どうぞ、事務局から。

【事務局】 じゃあ事務局から事前にあった質問について読み上げさせていただきます。

まずNO.13の団体様についてでございます。

まず委員から御質問があった件について、それぞれ読み上げさせていただきます。

1点目といたしまして、特定事務所項目の法令対応の進捗状況について質問がございます。

2点目といたしまして、登録会員数が253名から172名に減った理由ということで質問がございます。

3点目といたしまして、複数乗車の件数及び割合について質問がございます。

4点目といたしまして、使用車両、こちら軽自動車の登録年数は平成25年5月で正しいかどうかというところについて質問がございます。

また、5点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。

6点目といたしまして、75歳以上の方に注意している内容ということで質問が上がっております。

続いて、委員から当該団体について質問があったことについて読み上げさせていただきます。

配置車両数が5両以上で特定事務所でございますので、一般講習の受講が必要となりますということで御意見がございました。

続きまして、NO.14、エンゼルの会様についてでございます。

こちらまず委員から質問があった件について読み上げさせていただきます。

1点目といたしまして、運転手5名中4名が70歳以上でございますが、さらなる増員は厳しいかどうかということで質問が上がっております。

2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。

NO.14については以上でございます。

続きまして、NO.15の団体様についてでございます。

委員の質問を読み上げさせていただきます。

1点目といたしまして、特定事務所項目の法令対応の進捗状況ということで質問が上がっております。

2点目といたしまして、運転手が増えたのは、交換運転手対応のためかどうかということについて質問が上がっております。

また、3点目といたしまして、車両年数が10年以上、走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。よろしく願いいたします。

続きまして、NO.16、ヘルプ協会たちかわ様について、委員から御質問がありますので、読み上げさせていただきます。

こちらは、1点目といたしまして、特定事務所項目の法令対応の進捗状況について質問が上がっております。

2点目といたしまして、登録会員数が230名から300名に増えた理由ということについて質問が上がっております。

3点目といたしまして、こちらも使用車両が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっている状況でございます。

続きまして、NO.17の団体様でございますね。

こちら委員から質問が上がっております。

こちら車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子ということで、こちらについて質問が上がっている状況でございます。

事前にあった質問については以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、早速NO.13から、たしか5点か6点あったと思いますが、再度事務局から確認していただけますか。

【事務局】 それでは、事務局からNO.13の団体様について質問を再度確認させていただきます。

1点目でございます。特定事務所項目の法令対応の進捗状況が1点。

2点目といたしまして、登録会員数が253名から172名に減った理由、こちらが2点。

3点目といたしまして、複数乗車の件数及び割合ということで質問が上がっております。

4点目といたしまして、使用車両、こちら軽自動車の登録年数が平成25年の5月で正しいかどうかというところについて質問が上がっております。

5点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。

6点目といたしまして、75歳以上の方に注意している内容ということで質問が上がっております。

また、委員からの御意見といたしまして、配置車両数が5両以上で特定事務所ですので、一般講習の受講が必要となりますということで御意見が上がっている状況でございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、当該者あるいは当事者団体から順繰りに今の事務局の順番に沿って御質問に答えていただけますでしょうか。

【ハンディサポートこがねい】 ハンディサポートこがねいと申します。よろしく願いいたします。

ただいま御質問のありました項目、順番に御説明いたします。

まず特定事務所項目の法令対応の進捗状況という件でございます。この書類を提出した時点では、運行管理の責任者はまだ一般講習を受講しておりませんでした。先月1月16日に受講いたしまして資格を取得いたしました。それで一応そういうところでよろしいでしょうか。

あとそれ以降の安全運転の計画云々につきましては、以前から行っておりましたのをそのまま引き継いでやっております。

それから、2番、登録会員数が253名から172名に減った理由ということですが、私のほう毎年4月に入会継続の方、あるいは退会の方、いろいろ調査をいたします。大体4月を境に30人前後会員数が減るんですね。その後、また数人ずつ毎月入ってきて、また前年の末と同じ水準に戻るといふふうに会員が増えていくという、そういう波のある動きをするんですけども、2020年以降、新型コロナ以降なんですけれども、退会する方も増え、かつ入会する方の数も低調な状態が続きまして、現在、22年末では172名という数字になっております。

それから、3番目の複数乗車の件数及び割合ということですが、私のほうの複数乗車は、特別支援学校からの送迎のみでございます。全体の大体パーセンテージにしますと5%台になります。2021年で374件でした。大体これで5.7%ぐらいの数字で、毎年これはそんなに大きな変動はなく続いております。

あと4番目の使用車両、軽自動車の登録年数は、平成25年5月で正しいかという御質問ですが、これは車検証に書いてありますとおりで、平成25年5月となっております。

あと5番目ですが、10年を超える車というのは、多分この軽自動車のことだと思うんですけども、確かに走行距離は10万キロを超えていますが、メンテナンスもされており、

クリアしておりますと思っております。

それから、6番目の75歳以上の方に関しましては、運行件数を制限するとか、あと時間ですね、朝8時から夕方6時までといったふうに時間を決めて、その中で1日の運行件数6件以下というふうに決めて、これは75歳以上というのは正確にいうと75歳ではなくて、70歳以上がメインなんですけれども、そういうふうに負担が過度に増えないように配慮しながらの配車をしております。それで運行継続しております。以上です。

【会長】 それでは、御質問者、いかがでしょうか。

【委員】 どうもありがとうございました。

今、話を聞いたところ、特別支援学校とかもどうもありがとうございますということなんですけど、やはりこのまんま、人というのは1歳ずつ年を取っていつてしまうので、すばらしいことをやっているんですけど、その永続性についていかがかなと思ってこの質問をしました。ありがとうございました。

【会長】 ほかにほなたかコメントありますか。

特になければ次に行きましようか、時間も迫っていますので。それではNO.14に行きましよう。

【事務局】 質問のほう再度読み上げさせていただきます。

委員から質問があった件でございます。

1点目といたしまして、運転手5名中4名が70歳以上でございますが、さらなる増員は厳しいかということで御質問が上がっております。

2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっている状況でございます。以上でございます。

【会長】 それでは、小金井市の方、あるいはエンゼルの会の方、お願いいたします。

【エンゼルの会】 エンゼルの会です。

1点目の御質問ですが、全員常勤社員ですので、健康保険組合の健康診断を実施して日々の健康の確認は毎日できております。無違反証明の提出と無事故の確認を取っております。

70歳以上のドライバーに対する注意は、市内のタクシー会社より配車の工夫などを御指導いただいて守っております。

増員について、2年間、コロナ感染もあり講習会参加を会社として控えておりました。コミュニティバスや民間移送サービスの利用増加が増えております。今後の動向は増員も考えています。

2点目です。

10年目の車両についてですが、軽自動車について、走行距離は3万8,000キロです。軽ですので近隣中心に稼働しておりますが、車椅子車ですので大事に使っております。必要となりましたときは入替えを_____。

【会長】 すみません、何かちょっと私の耳には途切れちゃったような気がしたんですけ

ど、ほかの委員の方、特に今の御説明でよろしいでしょうか。

【委員】 すみません、途中から何か聞こえなくなっちゃったんですけど。

【会長】 そうですか。申し訳ない、ちょっと委員、待ってください。

それでは、再度、2点目ぐらいからですか、委員。

【委員】 そうですね、途中で、市内の事業所とかいって続けていって、コロナでどうのこうの辺りからちょっと聞こえなかった。

【会長】 その辺から、すみません、お願いいたします。

【エンゼルの会】 市内のタクシー会社より配車の工夫などを御指導いただいております。守っております。

増員については、2年間コロナ感染もあり講習会を会社として控えておりました。コミュニティバスや民間移送も増えてきて、移送サービスの利用増加が増えておりません。今後の動向は市の方針と相談して増員も考えます。

それから、2点目ですが、10年目の軽車両についてのことだと思えます。走行距離はまだ3万8,000キロです。軽で車椅子車両ですので大事に使っております。近隣中心に稼働しています。整備には十分気をつけ、必要となりましたら車両の入替えを考えます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

【委員】 問題ありません。やっぱりこのままですとちょっと永続性が、さっきの話も出たんですけどあったので、増員とかそういうのを考えているというのであれば問題ないと思います。どうもありがとうございます。

【会長】 それでは、委員、どうぞ。

【委員】 これは身体状況を、詳しく見ると、身体障害者で1級が2名おられて、それから要介護認定でもって3名おられるんですね。車を見るとステーションワゴンが3台に箱型と、それから福祉の有無に関しては有が1台で無が3台なんですね。それを70代の運転手がほとんどの方がどうやって、だから車椅子の多分これは1級の方と、それから要介護5の方はほとんど車椅子にまんま乗っかっているんじゃないかと予想するんですけど、いかがでしょうか。

【会長】 エンゼルの会の方、お答え願えますか。

あるいは当該市の小金井市の方でもいいですが。

【小金井市】 ごめんなさい、もう一回質問をお願いいたします。

【会長】 すみません、じゃあ委員、もう一度御質問をお願いいたします。

【委員】 運転される方が70歳を超えている方がほとんどで、それから使用している車両そのもの自体がもちろん古いのもあるんですけども、車椅子対応になっているというんですけど、これは資料を見る限りはなっていないんですね。それでいて、障害者の1級の方が2名おられて、要介護5の方が3名おられるんですね。そうするとどうやって車

に乗せていくのかなということが私の疑問です。

【エンゼルの会】 質問にお答えいたします。5名、運転者は全員介護福祉士です、10年以上の。ですから乗降介助とか、それから移動介助については心配ありません。

【委員】 車椅子のまま乗っかる方は、この5名のうち何人おられますか。

【エンゼルの会】 要介護5でですか。

【委員】 要介護5と、それから身体障害者1級の方です。

【エンゼルの会】 身体障害者1級でも普通に乗降できる方もいらっしゃいますし、要介護5でも乗車はできる方はいらっしゃいます。認知症の方も含めますので、歩行に問題のない方もいらっしゃいます。必ずしも寝たきりの方ばかりではありません。

【委員】 いや、そうじゃなくて、車椅子を乗り換えて座席に移るのか、それとも車椅子のまま自動車のほうに乗っているのかということですか。

【エンゼルの会】 車椅子から車に乗ることもできる方も、要介護5でも1級の方でもいらっしゃいますし、それから車椅子、もう少し要介護度が低くてもけがをした場合とかそういうこともありますので、車椅子で対応する場合もあります。そのときそのときです。

【委員】 そのときそのときということは、車椅子のまま乗るといのは固定していないんですね。

【エンゼルの会】 そうです。

【委員】 分かりました。以上です。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 だから結局、座席に移っていると、介護福祉士の人が70歳を超えてもやっているというんだから、これは安全に移送しているんだなと思います。

【会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、特によろしいでしょうか。次に移ってよろしいですか、稲城市社協に移っちゃってよろしいでしょうか。

それでは、事務局から御質問をまた確認してください。たしか3点あったと思いますが。

【事務局】 それでは、事務局から質問を読み上げさせていただきます。

まず1点目でございます。特定事務所項目の法令対応の進捗状況について、こちら委員から質問が上がっております。

2点目といたしまして、運転手が増えたのは、交換運転手対応のためかどうかについて質問が上がっております。

3点目といたしまして、使用車両が10年以上、走行距離の長い車両の調子ということで質問が上がっている状況でございます。以上でございます。

【会長】 それでは、稲城市社協の方か稲城市の方に答えていただけますか。

【稲城市】 稲城市生活福祉課と申します。音声のほう問題ございませんでしょうか。

【会長】 大丈夫です。

【稲城市】 それでは、よろしくお願いいたします。

1点目の特定事務所項目の法令対応の進捗状況でございますが、こちらは運行管理の責任者が受講する一般講習については、令和5年度に受講で予定でございます。

2点目に運転手が増えたのは、交代運転手対応のためかという御質問につきましては、こちらについてはそのためではなく、稲城市社会福祉協議会の広報で募集を行った結果でございます。

3点目の車両使用年数が10年以上という件につきましては、こちらは車両の状況、車検の時期などを勘案しまして今後更新を行っていく予定でございます。以上でございます。

【会長】 御質問者の方、特にコメントありませんでしょうか。

【委員】 はい、以上で大丈夫です。

【会長】 それでは次に、まず事務局で御質問の確認をお願いいたします。

【事務局】 では、再度確認をさせていただきます。

NO.16の団体様について、委員から御質問が上がっております。

1点目といたしまして、特定事務所項目の法令対応の進捗状況について質問がございます。

2点目といたしまして、登録会員数が230名から300名に増えた理由ということで質問が上がっております。

3点目といたしまして、使用車両が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が上がっております。以上でございます。

【会長】 それでは、当事者団体か市の担当者の方、お答えください。

【幹福社会ヘルプ協会たちかわ】 幹福社会と申します。よろしくをお願いいたします。

まず1つ目の御質問でございます特定事務所項目の法令対応の進捗状況についてでございますが、こちらにつきましては、まず1つ点呼につきましては原則運行管理責任者が出庫時と帰庫時、このときに対面にて飲酒の状況と、それから体調と運送内容の報告を確認しております。

次に、講習の受講についてなんですけれども、こちらにつきましては、なるべく早い期間に一般の講習のほうを受講してまいりたいと考えております。

次の登録会員数が230名から300名に増えた理由ということで、こちらにつきましては、私ども本年度から国立市での送迎も開始してございます。ここでの利用者数が70名のうち20名含まれておりまして、さらに私どもの場合ですと3月31日に過去2年間利用のなかった方を一回名簿から外す処理をしてございます。このときに大体毎年30名ぐらい名簿から外れるんですが、こういったことを計算していきますと、大体年間10名ぐらいずつの増加割合といえますか、増加の人数となつてございまして、このぐらいの人数であれば大体平均的であるというふうに認識してございます。

それと3番目の質問でございます使用車両の調子についてでございますが、私ども7台ある車両のうち5台が10年超えで、うち3台が10万キロ超えであるという状況となつてございます。この3台につきましては、ハイエースが2台とキャラバンが1台でございます。

出庫前の点検等定期点検、こちらを重視するのと、あと今の時期ですとスタッドレスタイヤ、全車両装着してございます。故障につきましては、過去3年間で当該ハイエースとキャラバンが1台、送迎輸送中にオルタネーターが止まってしまったということがございました。ただほかの車両でこういった車両の代わりに運送を行うことで補填することはできました。以上でございます。

【会長】 御質問の方、コメントありますか。

【委員】 それで大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】 じゃあよろしいでしょうか、ほかの委員の方も。

(挙手する者なし)

それでは次、ゆうらんせんのほうに移ります。

事務局から御質問の確認をお願いします。

【事務局】 それでは、NO.17の質問について読み上げさせていただきます。

こちら委員から1点御質問がございます。

こちら車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子についてということで質問がございます。以上でございます。

【会長】 じゃあゆうらんせんの方、あるいは東大和市の方、お願いいたします。

【ゆうらんせん】 ゆうらんせんです。

車両4台中1台が10年を超えていまして、そちらのほうは今16年たちまして、11万7,000キロ走っております。車両の状態ですけれども、車検、定期点検時にも、基幹部品、特に指摘を受けることなく、整備によって快調に動いておりますが、外観にさびが出てきていて、機会があれば買換えを検討しております。ただ、こちらの車両、リフト付の軽自動車になっていますので、新車で購入することがなかなかできないという状況なので、今ディーラーさんのほうに新車で改造してリフトをつける等対応ができないか検討していただいています。以上です。

【会長】 御質問の方、コメントよろしいでしょうか。

【委員】 どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに質問ありませんか。

(挙手する者なし)

なければNO.13からNO.17の5団体の審査について協議会です承するというところでよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決が採れました。協議会として了承を得た旨を可決いたします。

これから休憩に入るんですけど、予定の時間をちょっと大幅に上回る可能性がありますので、明日予備日は取ってあるんですけど、明日も委員の先生方も皆さん予定入っていま

すよね。ですから今日ちょっと無理してでも変更と、それから新規と行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、私の時計で今15時44分なのですが、10分ほど休憩必要ですよ。5分でよろしいですか。

じゃあちょっとタイトですけど、5分休憩ということで、15時50分から開始ということでもよろしいでしょうか。まずいですか。私なんかは老人なもんで長い休憩時間が欲しいんですけど。

じゃあ15時55分からにしましょう。今年70歳の老人になりますので、よろしく願いいたします。15時55分から始めさせていただきます。それまで休憩ということでよろしく願いいたします。

【委員代理】 その前にすみません。

【会長】 はい。

【委員代理】 多摩市と申します。

本日、代理として出席させていただいていますが、休憩後、別会議がありまして、大変恐縮ですがこの時間で退席をさせていただきたいと思います。

【会長】 はい、了解しました。

多摩市からは特に代理の方はいらっしゃらないんですね。

【委員代理】 はい、委員のほうは大変申し訳ありませんが、欠席という形になります。

【会長】 そうですか、すみません、多摩市の方委員でしたね。次回の幹事市ですよ。よろしく願いいたします。

【委員代理】 事務局のほうはおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 こちらこそ、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、休憩に入ります。

(休 憩)

【会長】 それでは、お時間になりましたので、よろしいでしょうか。

お疲れになっていると思いますが、もう少し頑張ってくださいと思います。

休憩前に引き続いて会議を続けます。

続きまして、変更及び更新協議に対してのNO.18、NPO法人ぶなの樹会から、NO.21、NPO法人自立生活センター・東大和の協議に移ります。

変更協議審査概要について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。

また内容確認等につきましては、更新協議申請については配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をさせていただきまして、変更協議申請につきましては、事前に配付しております自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等に基づき説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、変更に至った背景など補足がある場合については、事務局からの説明終了後、各該当団体様、もしくは各自治体の担当者様より説明をいただくようになりますので、御承知おきください。

初めに、NO.18、清瀬市のNPO法人ぶなの樹会様でございます。要件確認表の旅客から収受する対価、使用車両、運送対象に変更がございます。変更協議を必要とする旅客から収受する対価の変更につきましては、自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧いただければと思います。今回変更する内容につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価の2点でございます。内容につきましては、添付しております新旧対照表等を参照いただければと思います。

続きまして、NO.19、八王子市のNPO法人福祉サービスハウスゆう様でございます。要件確認表のうち旅客から収受する対価、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象に変更がございます。変更協議を必要とする旅客から収受する対価の変更につきましては、先ほど申し上げた協議依頼書を御覧いただければと思います。今回変更する内容につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価の2点でございます。

皆様に配付している本依頼書の写しには、運送の対価のみ変更する旨チェックがなされているかと存じますが、正しくは運送の対価以外の対価についても今回変更があるということでございますので、よろしく願いいたします。口頭での訂正となり恐縮ですが、よろしく願いいたします。

変更内容につきましては、添付しております新旧対照表等を参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、NO.20、青梅市のNPO法人青梅運行サービスでございます。要件確認表の旅客から収受する対価、運転者、運送対象に変更がございます。変更協議を必要とする旅客から収受する対価の変更につきましては、添付しております変更協議依頼書を御覧いただければと思います。今回変更する内容につきましては、運送の対価の1点でございます。内容につきましては、添付しております新旧対照表等を参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、NO.21、東大和市のNPO法人自立生活センター・東大和でございます。要件確認表のうち運送主体の代表者、旅客から収受する対価、運転者、運行管理責任者、運送対象に変更がございます。変更協議を必要とする旅客から収受する対価の変更につきましては、変更協議依頼書を御覧いただければと思います。今回変更する内容につきましては、運送の対価の1点でございます。内容につきましては、添付しております新旧対照表等を参考いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、対象地域の需給状況についてでございます。

資料につきましては、資料の3-2、3-7、3-8、3-14において、清瀬市、八王子市、青梅市、東大和市の需給状況を記載してございますので、審議の際に御活用いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員から質問が出ていると思いますが、これは1点ずつ協議していきませうね。

まず、ぶなの樹会宛ての委員からの質問、あるいはコメントについてお願いいたします。

【事務局】 それでは、事前に質問があった項目について、NO.18の団体様の分のみ読み上げさせていただきます。

委員から質問があったことについて読み上げさせていただきます。

1点目でございます。運送の対価、30分が820円から800円に値下がりし、超過時間が1,540円から1,600円に値上がりした理由ということで質問が上がっております。

2点目といたしまして、登録会員数が25名から60名へ増加した理由、そのうち特に身体障害者が増えている理由について質問が上がっております。

3点目といたしまして、こちら車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子についてということで質問が上がっている状況でございます。

事前の質問については以上でございます。

【会長】 それでは、ぶなの樹会、あるいは清瀬市の方、御回答お願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市福祉総務課と申します。音声は大丈夫でしょうか。

【会長】 はい、大丈夫です。

【清瀬市】 ありがとうございます。

まず1点目の質問、運送の対価についてですが、前回の運営協議会に申請し、そのときに承認されたため、2020年5月1日からこちらの料金で運用しておりました。30分料金820円につきましては、1時間料金1,600円の2分の1ということで、800円が分かりやすいということで決定いたしました。また、値上げについては、2019年10月から消費税率8%から10%に上がったため、ガソリン代、車の保険料等の実質値上げに伴い値上げをさせていただきました。

2つ目の質問です。登録会員数の件なんですけれども、こちらは非常に反省しなければならないんですが、前回の協議会ときには正確に会員数を把握していなかったという事態がありました。実際には前回の御報告時にも25名よりも多く会員がいる状況でございました。この3年間で把握に努めまして、また高齢化社会のニーズの高まりもあり現在の会員数となっております。また、身体障害者の増加につきましては、例えば介護保険御利用の会員様が身体障害者手帳も所得されていらっしゃるというパターンも多くありまして増加したという傾向にあります。

3点目の質問の車両については、団体の代表から回答させていただきます。

【ぶなの樹会】 ぶなの樹会の事務局と申します。

車両については、定期点検等を行い、常にドライバーと私とともに車の様子などを確認しつつ、今のところ何も問題ない状況でございます。ただ、この二、三年のうちに新規購

入したいというふうに検討してはあったのですが、なかなか経営状況があまりよろしくないの、ちょっと購入にまでは至らないところなんです、いずれにしてももうそろそろ購入しようということにはなっております。

【清瀬市】 以上が回答です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。何かコメントありますでしょうか。

【委員】 どうもありがとうございます。

あと今ふと思ったんですけど、今分かったらで結構なんで調べるんなら必要じゃないんですけど、年間輸送回数って大体どれぐらいでしょうかということなんですけど。

時間かかるようだったら後ほどでも結構です。

【会長】 いかがでしょうか、年間輸送回数、すぐ出ますか。出なければ後ほどということ。

【清瀬市】 ごめんなさい、概算の計算にはなるんですけども、550から600弱ということ。

【委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかの委員の方、いかがですか。

ほかの委員の方、特にありませんか。

委員。

【委員】 じゃあ私のほうからは、身体障害者1級の方が5名と要介護5の方が4名おられるんですけども、所有車両で車椅子リフトをつけたのは1台しかないんですよ。それでちゃんとサービスの提供は足りているかどうかをちょっと聞きたいんですけども。

【ぶなの樹会】 一応足りております。今のところ不足なく足りております。

ただ今回、新規に持込み車両の登録をさせていただいたんですが、その車両について車椅子対応ができるということで、今後もし不足が生じたときには、その持込み車両も活用させていただければと思っております。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかにいらっしゃいますか。

(挙手する者なし)

よろしいですか。

ほかにいらっしゃらなければNPO法人ぶなの樹会、協議成立ということで可決したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、可決ということでお願いいたします。

それでは、次にNPO法人福祉サービスハウスゆう、八王子市さんですが、事務局からまず委員からの質問について御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から事前にあった質問について読み上げさせていただきます。

委員からの質問について最初に読み上げさせていただきます。

1点目でございますが、登録会員数が86名から14名に激減した理由について質問が出てございます。

2点目といたしまして、81歳の運転手の出庫時に特別に注意していることはあるかというところで質問が上がってございます。

3点目といたしまして、ここ数年の年間運行回数の推移ということで質問が上がってございます。

4点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子について質問が出てございます。

5点目といたしまして、75歳以上の方に注意している内容ということで質問が上がってございます。

続きまして、当該団体様につきまして委員からも質問が出てございます。

こちら運行管理体制について、整備管理の責任者の氏名の上部に記載されているツチャユウコウ自動車とは整備事業者様でしょうか。申請法人様とどのようなつながりにあるかどうかお伺いできればということで質問が上がってございます。

事前にあった質問については以上でございます。

【会長】 それでは、当該の団体の方か当該市、お願いいたします。

【福祉サービスハウスゆう】 すみません、NPO法人ハウスゆうと申します。

ごめんなさい、事前質問、ちょっと3つしかこちらにはないので、まず1つ目、利用者様、登録会員数が激減した理由なんです、運転者の高齢化に伴い運転者自体が減ったということですね。運転者の登録人数はいるんですが、実働となると本当に数名しかいないので、会員様の御希望に沿えず減っているという形になります。

2つ目、81歳の運転者についてですが、出庫時には全員運転者の健康チェックはするんですが、81歳に関しては必ず対面で本人と会話しながら状態を確認し行っております。ただ、81歳のこの運転手に関しては、2か月に1度だけ、運転者のみではなく、うちは訪問介護を兼務しておりますので、利用者様がどうしてもこの運転者じゃないとという希望がありまして2か月に1回、その方に関してだけ有償運送でやっていただいています。

3番目なんです、ここ数年の年間の運行回数、10年前から比べると徐々に減ってはいるんですが、ここ1年は毎月同じぐらいに有償運送として移動しております。

ごめんなさい、4つ目、5つ目の質問がちょっと分からなくて。

【会長】 すみません、事務局の方、4つ目、5つ目の質問をもう一度言っていただけますか。

【事務局】 またよろしいですか、そうでしたら。

まず車両年数が10年以上経過している、または走行距離の長い車両の調子がいかがかと

いうところでまず質問があるところをごさいますて、あとは75歳以上の方に注意している内容はこういったことがあるかというところで質問が上がってごさいます。

あと委員からもう一点質問があったところは、多分書面上のお話だと思うんですけども、運行管理体制というところの整備管理の責任者の氏名の上部に記載されているツチャユウコウ自動車様というのは申請法人様とどのようなつながりがあるのかちょっとお伺いできればというところで質問がありました。以上でごさいます。

【福祉サービスハウスゆう】 まず10年以上のその車に関しては、定期点検を行っておりますので、運転しながらも運転者が何かがあれば報告を上げてくれますし、そのたびに一応点検はしていただいております。今のところ10年たっていても特に大きな問題はありませぬ。

整備会社との関わりですか。私、ごめんなさい、去年の4月に入ったばかりで、関わり、何でしょう。

【委員】 よろしいですか、すみませぬ。東京運輸支局です。

運行管理の体制ということで整備管理の責任者の方、お名前をいただいているんですけども、その上にツチャユウコウ自動車という名称が記載されているんですね。これって別な団体というか整備事業者さんになるんですか。

【福祉サービスハウスゆう】 いえ、そのお名前がその車屋さんの代表の方ですね。

【委員】 このツチャマサユキさんというのは団体に所属されている方ですか。

【福祉サービスハウスゆう】 その車屋さんの要はオーナーさんなんですけど。

【委員】 オーナーさんというのは、この運行管理の体制というのは整備管理の責任者を団体として選任しなきゃいけないんですね。なので車を整備する担当者じゃなくて、団体としての責任者を置く必要があります。その方は決まっていますか。

【福祉サービスハウスゆう】 団体としてというかこの有償運送としての団体の責任者は私ですが。

【委員】 じゃあお名前ですね、修正をしていただいた上で申請をいただければと思います。

【福祉サービスハウスゆう】 はい、承知しました。

【委員】 よろしくお願いいたします。以上です。

【福祉サービスハウスゆう】 すみませぬ、ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。

【会長】 この点について、何か御質問、コメントありますか。

【委員】 さっき輸送回数がずうっと堅調に推移しているというんですが、これだけ人数が減ってもということは、86名のときというのは利用者がそんなにいなかったということなんですか。

【福祉サービスハウスゆう】 86名が総会員数なので、実動はそんなにいなかったと思うんですが。

【委員】 じゃあ実動がいなくて、ですからさっき年間輸送回数がほぼ横ばいというようなお話があったと思うんですけど、主に使っている方がこの14名残ったみたいなそういう感覚でよろしいんですか。

【福祉サービスハウスゆう】 そうですね。1年に、一応登録会員様にはなっているので、入っていたんだと思います。

【委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【福祉サービスハウスゆう】 以上です。よろしいでしょうか。

【会長】 ほかにはよろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

運輸支局の委員、先ほどの整備管理責任者の件なんですけど、これはここで協議成立で、運輸支局に提出するときは修正という形でよろしいんでしょうか。

【委員】 はい、それで大丈夫です。

【島津会長】 分かりました。

じゃあ当事者団体の方、この整備管理責任者のところは必ず修正をして運輸支局に提出していただけますか。

【福祉サービスハウスゆう】 はい、承知しました。

【島津会長】 八王子市所管ですよ、たしか。

【福祉サービスハウスゆう】 はい。

【会長】 八王子市の方もよろしいでしょうか。

【八王子市】 承知しました。

【会長】 じゃあそういうことで、この福祉サービスハウスゆう、協議成立ということで可決してよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、協議成立、可決とします。

【福祉サービスハウスゆう】 ありがとうございます。

【会長】 それでは、次に行きます。

青梅運行サービス、事務局の方から委員からの質問点について御説明いただけますか。

【事務局】 では、事前にあった質問について、こちらのほうから読み上げさせていただきます。

委員から1点質問が出ておりますので、よろしくお願いたします。

こちらが車両年数10年以上、または走行距離の長い車両の調子についていかがかということで質問が出ておりますので、よろしくお願いたします。

事前に上がっている質問については以上でございます。

【会長】 それでは、青梅運行サービス、ないしは青梅市の方、お答えしていただけますでしょうか。

【青梅市】 青梅市障がい者福祉課です。声は届いていますでしょうか。

【会長】 はい、大丈夫です。

【青梅市】 ありがとうございます。

事前に団体のほうにも事務所のほうにも私行きまして、車のほうを見させていただいてありますが、10年以上の車についても整備等も良好に行われまして全く問題はない状況を確認しております。以上です。

【会長】 この点について質問した委員の方、よろしいですか。

【委員】 具体的な確認までどうもありがとうございました。

【青梅市】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに質問について、何かありますか。

(挙手する者なし)

なければ青梅運行サービスについて、協議成立、可決ということでよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、青梅運行サービスは協議成立、可決しました。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、自立生活センター東大和、委員が関係者となるため審議から外れていただくこと、よろしいでしょうか。

それでは、質問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 では、事前にあった質問について読み上げさせていただきます。

まず委員から質問があった件についてそれぞれ確認をさせていただきます。

まず1点目でございます。1時間以内の利用者の件数、割合、こちらがタクシー料金と比較して超えているので確認をしたいということで質問が出てございます。

2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子はいかがかということで質問が出てございます。

続きまして、委員のほうからも質問が出てございます。

こちらが、代表者がいつ変更されたかどうかというところでございます。変更後は速やかに変更届の提出が必要となりますので、漏れのないようお願いいたしますということで御意見が出てございました。

事前にいただいたものについては以上でございます。

【会長】 それでは、当事者団体、ないしは当該市の方、御回答お願ひいたします。

【東大和市】 東大和市です。音声は聞こえますでしょうか。

【会長】 はい、大丈夫です。

【東大和市】 よろしくお願ひします。

まず今回の変更にあたりまして、運送の対価の変更となります。そのところから私から説明させていただきまして、先ほどの御質問は後から団体様に答えていただければと思います。

今回、1時間当たりの料金を1,050円から1,200円に変更して、30分経過ごとにかかる料金を525円から600円に変更する予定でございます。

変更の理由といたしましては、昨今のガソリン価格高騰の影響を受けて悪化してしまった事業収支を改善するためという理由を伺っております。自治体としてもその理由は致し方ないところかなと認識しているところがございます。以上でございます。

では引き続き団体様のほうからお願いいたします。

【会長】 自立生活センター東大和の方いらっしゃいますか。

【自立生活センター東大和】 はい。自立生活センター東大和です。よろしく申し上げます。

1時間以内の走行というか運送ですね、その質問でよろしいですか。

【会長】 事務局の方、よろしいですか。

(了の意思表示あり)

【自立生活センター東大和】 具体的に言ってしまうと先月、1月ですね、17件あったんですが、そのうち5件が1時間以内でした。その前、12月は、基本が少なく9件しかなかったんですけども、そのうちの3件が1時間以内、大体それぐらいな感じで、大体片道の運送、例えば自宅から病院までとか、またその逆で病院から自宅までと、そういったような運送が多くなっています。以上です。

【会長】 御質問の方、よろしいでしょうか。

【委員】 一応乗降のときの手間の時間というのは、今、運転なさっているという話を聞いたんですけど、大体何分ぐらいかかって、降りるとき何分ぐらいかかるとかざくっとございますか。

【自立生活センター東大和】 リフトとスロープですので、さほど時間としては、5分もあれば十分かなといったような感じです。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【自立生活センター東大和】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに御質問者、いらっしゃいますでしょうか。

(挙手する者なし)

いらっしゃらなければ、それではNPO法人自立生活センター東大和、協議成立、可決ということでよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、次に行くんですが、NO.22のNPO法人ハンディキャブゆづり葉の変更協議及び更新協議に係る審議に移りたいと思いますが、私と委員は当該団体の関係者となるため審議には加わりませんので、進行を事務局に移したいと思います。私はゆづり葉の監事をやっていますので、すみません。

それでは、事務局にバトンを渡します。

【事務局】 それでは、私のほうから進行を僭越ながら務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、審査概要等について私から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、更新の要件確認表のうち、今回、運送対象の代表者、旅客から収受する対価、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象、損害賠償措置について変更がございます。変更協議を必要とする旅客から収受する対価の変更につきましては、添付しております自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧いただければと思います。

今回変更する内容につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価の2点でございます。内容につきましては、添付しております新旧対照表等を参照いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、対象地域の需給状況についてでございます。

資料につきましては、資料の3-11と記載しているものにつきまして、多摩市の需給状況を記載してございますので、審議の際に御活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。こちらのほう続けて事前に質問があった内容につきまして私のほうからそれぞれ読み上げさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

こちらのNO.22につきまして、町田委員のほうから質問があったことにつきまして読み上げさせていただきます。

1点目でございますが、特定事務所項目の法令対応の進捗状況について質問が出てございます。

2点目といたしまして、車両年数が10年以上、または走行距離の長い車両の調子はいかがかということで質問が出てございます。

続きまして、こちらの当該団体様につきましては委員のほうから質問が出てございますので、読み上げさせていただきます。

運行管理の責任者の責任者である中村様がお持ちの資格は何でしょうか。車両を5両以上配置する特定事務所に当たるため、運行管理の責任者は法令に規定されている資格が必要となります。

といった形で御質問、御意見が出ている状況でございますので、よろしくお願いいたします。

事前にあった質問については以上でございますので、該当の団体様、もしくは該当の自治体様のほうからこれに対する回答をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【多摩市】 多摩市役所福祉総務課と申します。

こちらの音声届いておりますでしょうか。

ただいまの質問について、多摩市のほうで事前確認した状況について御報告いたします。補足がありましたらゆづり葉さんのほうから御説明いただければ幸いです。

まず最初、特定事務所項目の法令対応の進捗状況についてでございます。今日、事務局

さんのほうの御説明もあったかと思いますが、アルコールチェック等につきましては、運転者全員がアルコールチェッカーを貸与していただいております、運行前に対面チェックしていることを確認しています。また、そういった数値を運行依頼書、報告書に記録したというところで保存しているというところも確認させていただいております。

また、後ほどの質問とも少し重なるんですが、運行管理者の講習状況というところでは、事前提出いただきました書類のほうで、運行管理者中村様の安全運転管理者、令和4年11月に受講されているというところでのその資格を確認しているところでございます。

最後、10年以上の運行の車両というところについてでございます。平成21年登録の車両があるというところでございますが、こちらは現地を確認いたしまして、走行距離が10万キロ未満ということもありまして、良好な管理状況であるというところを確認させていただいているところでございます。

所轄市のほうからの報告は以上でございます。何か補足がございましたらゆづり葉様、お願いいたします。

【ハンディキャブゆづり葉】 ゆづり葉です。よろしく申し上げます。

先ほどの運行管理の責任者の関係ですが、事務局のほうから安全管理者という御説明ありましたけれども、昨年10月までは安全運転管理者の届出しておりましたが、法令が変わったことにより、昨年の11月1日に運行管理者一般講習を独立行政法人自動車事故対策機構のほうで受講いたしました。それによって運行管理者の一般講習は受講済みでございます。

あと特定事務所の項目の法令対応の進捗状況については、アルコール検知については先ほど私どもの事務局のほうから説明させていただきましたが、これについても10月に運行者全員、ミーティングの際にその法定の趣旨を説明するとともに、法人が買ったアルコール検知器を全てのスタッフに貸与して、それについては出庫前に私どもが各運行に配付する運行依頼書、そこには利用者ですとか時間、車両全てに記載されておりますが、そちらのほうにアルコール検知の数値を記入するというような対応を図っているところでございます。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

御質問いただいた委員のほうから何かあれば御発言いただければと思いますが、何かございますでしょうか。

【委員】 特に大丈夫です。ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、ほかに質問等ある委員の皆様、いらっしゃいますでしょうか。

(挙手する者なし)

もし質疑応答がほかにないようであればゆづり葉様の質問はこれで終了させていただきます。

そうしましたら、NO.22、こちらのNPO法人ハンディキャブゆづり葉の対価の変更及び更新に係る協議につきまして、可決ということによろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

ありがとうございます。

そうしましたらこちらも設置要綱第7条の規定に基づく過半数以上の決が採れたことを確認させていただきました。協議会としてこちらを了承するという事で可決させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、ここからの審議に係る進行につきましては、また会長にマイクを戻させていただきますので、会長、よろしく願いいたします。

【会長】 どうもお疲れさまでした。

それでは、あと1件、新規協議団体となります。

新規協議団体であるNO.23、医療法人社団大日会太陽こども病院の協議に移りたいと思います。

新規協議の審査概要について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から審査概要等を説明させていただきます。

今回の事業者様に係る要件につきましては、配付しております新規登録団体要件確認表に記載のとおりでございます。

また、申請書類の写しといたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会申請書類一覧を配付し、こちらに法人の定款等参考となる書類を添付してございますので、併せて確認をお願いいたします。

続きまして、対象地域の需給状況についてでございます。資料につきましては、資料の3-15において昭島市の需給状況を記載してございますので、審議の際に御活用いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【会長】 それでは、新規申請に至った背景など補足説明があれば昭島市からお願いいたします。

【昭島市】 昭島市保健福祉部福祉総務課と申します。よろしく願いいたします。

太陽こども病院さんにつきましては、子供の専門病院として地域医療及び子育て支援に積極的に関与しているとともに、小児救急医療の充実にも努めており、多摩地域における地域医療、小児医療の充実に多大な貢献をさせていただいております。

また、地域ケアが必要となる子供の御家族の一時的な外出や休息、その他療育ができない期間の御家族のサポートをする医療サービスであるレスパイト入院を実施しており、この利用者等の送迎を念頭に福祉的な支援の一環として福祉有償運送事業として実施するものでございます。

また、本市におきましては、1月30日に太陽こども病院さんにお伺いをし、使用車両、運行日誌、車両の点検項目などの記載のある車両使用部などの確認を直接行い、適切に管

理や運行されていることを確認しております。

背景につきましては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に移りますが、事務局のほうに事前に質問事項が寄せられていると思いますが、確認していただけますでしょうか。

【事務局】 それでは、事務局のほうから質問があった項目について読み上げさせていただきます。

まず委員から質問があった項目についてそれぞれ確認をさせていただきます。

まず1点目でございますが、こちら資料のうち地域のタクシー運賃比較表の恐らく武三地区用と記載してあるもの、多摩地区用ということで名称変更が必要ではというところでもまず1点目質問が上がっているところでございます。

2点目といたしまして、こちら恐らく資料の確認であるかと思うんですが、資料のうち5の(3)というものが恐らく申請書類のうちにくっついているかなというところでございますが、こちらは不要ではないかというところで質問が上がってございます。

3点目といたしまして、運行管理の責任者の代行者が不在、責任者が欠勤した場合は当日でも運行はキャンセルするのかというところで質問が上がってございます。

4点目といたしまして、平均利用距離数はどの程度を見込んでいるのかというところで質問が上がっております。

5点目といたしまして、働き方改革もあり運行管理の責任者の代行者はどのようにするのかというところで質問が上がってございます。

6点目といたしまして、市内利用と市外利用の月間利用予想件数について質問が出てございます。

7点目といたしまして、医療ケアが必要な方の送迎は理解できますが、運転者1名が欠勤した場合には当日の送迎は断る形になってしまうのかどうかというところについて質問が出ている状況でございます。

続きまして、委員のほうからも質問が出ておりますので、それぞれ読み上げさせていただきます。

資料のページ数が記載されているところで、3ページのところに、運送の区域については、具体的にはどの市町村が入るのかどうか、こちら具体的に設定をする必要が出てくるので、基本的には発着のいずれかが区域内にあればオーケーですというところがございますが、どの市町村が運送の区域に入るかというところで1点目の質問が出てございます。

2点目といたしまして、定款及び膳本の目的欄に福祉有償運送等の文言を追記する手続をしておくようお願いいたしますというところで、こちらは御意見として出ております。

3点目といたしまして、39ページに記載してございます運行管理体制について、適切な運行管理を行う観点から、運行管理の責任者は運転者とは別な方が望ましいのですが、どなたか運行管理の責任者として選任できる方はいらっしゃるかどうかというところで質問

が出てございます。

4点目といたしまして、資料の45ページ、旅客の名簿について、昭島市内の在住の方になるのでしょうか、それとも現時点では市外から病院への送迎という方もいらっしゃるのかどうかというところで質問が出てございます。

5点目といたしまして、資料の47ページから57ページにつきまして、対価につきまして1回780円と設定されておりますが、比較表が複数ついており、どの資料を参考とすればいいかというところがございます。定額制の場合、距離に応じた加算はされないとの認識ではございますが、距離に応じた加算が記載されており、ちょっとこちらの内容が判別しづらいので、改めて設定を確認させていただきということで質問が上がってございます。

事前に上がっていた質問については以上でございます。

【会長】 すみません、かなり数が多いので、ちょっと一点一点潰していきたいと思しますので、再度事務局の方から1点目のまず御質問をお願いいたします。町田委員からの質問だと思うんですが。

【事務局】 まず町田委員から質問のありました地域のタクシー運賃比較表についてでございます。こちらの地区の名称でございますが、多摩地区用というところに名称変更が必要ではないかというところで質問のほうが上がっている状況でございます。

【会長】 これについては、運輸支局の委員の方はいかがですか。

【委員】 委員と同じ意見です。

【会長】 じゃあこれは市の事務局のほうで差し替えしていただけますか、申請前差し替えということで。

よろしいでしょうか、申請前差し替え。昭島市の方、いらっしゃいますか。

【昭島市】 はい、差し替えなり修正なりをいたします。

【会長】 よろしく申し上げます。

2点目は。すみません。

【事務局】 2点目でございますが、町田委員のほうから資料の5の(3)、こちらは不要になるのではないかとこのところで質問が上がっております。

委員のほうから何か。

【委員】 すみません、5の(2)です。

【事務局】 5の(2)でございますね。

【会長】 これも運輸支局の委員、いかがですか。

【委員】 すみません、5の(2)はどの書類になりますでしょうか。

【委員】 さっきと同じページの一番下のところなんです。

【委員】 そうですね、不要ですね。

【会長】 分かりました。それでは、昭島市の方、申し上げます。

それでは3番、すみません、事務局の方。

【事務局】 では3点目の質問、またこちらから読み上げさせていただきます。

運行管理の責任者の代行者が不在、責任者が欠勤した場合は当日でも運行をキャンセルするのかどうかというところで質問が出てございます。以上です。

【昭島市】 昭島市が回答でよろしいですか。

【事務局】 会長、恐らくミュートになっております。

【会長】 ごめんなさいね、何か自動的にミュートになるみたいで。すみません。

それでは、昭島市の方、回答お願いいたします。3番目の回答ですね。

【昭島市】 こちらにつきましては、運行管理者が現状では運転手を兼務しているため、欠勤等により運行できない事由が生じた場合にはキャンセルの対応となることを考えています。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。ただちょうど今回、たしか団体の8番目であった八王子移動サービス・ネットワークさんが、コロナになっちゃってもう止まっちゃってという形はあるので、ですからそのような先例があるので、今回はしようがないかもしれないんですけど、オール1人というのはちょっと組織対応になっていないのかなという感じがしたので、ちょっとそこのところはどうなのかなど。あとは働き方改革もあるのでというのと、それが利用件数とかどうなるのかになるので、ちょっとそこのところを、今日は特に問題にしませんけれども、永続的にという形からして、お子さんのほうにすごく貢献していらっしゃるといふ話なので、そこのところを1人任せにしないで何か対応策、今回の条件じゃないんですけど、将来的に考えていただければありがたいと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

じゃあ昭島市、大日会の方、課題としてやっていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

【昭島市】 昭島市ですけれども、当然この部分は現状では課題として捉えております。今後引き続き検討していきたいと思っております。

【会長】 よろしくをお願いいたします。

それでは4番目、お願いいたします、事務局の方。

【事務局】 4番目の質問でございます。

平均利用距離数はどの程度を見込んでいるのかというところで質問が出てございます。以上です。

【会長】 それでは、どちらか答えていただけますか。昭島市か大日会か。

【昭島市】 昭島市ですけれども、この間、試験運用として延べ運行実績におきましては、平均約28キロでございます。おおむね1回当たり20キロから30キロ程度見込んでおります。この間、1回当たりの運行実績では、短いところで約8キロ、長いところで約55キロの運行がございました。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

町田委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【会長】 それでは5番目、お願いいたします、事務局の方。

【事務局】 5番目でございます。

働き方改革もありますので、運行管理の責任者の代行者はどのようにいたしますかというところで質問が出てございます。以上です。

【会長】 いかがですか。課題に、先ほどちょっと同じようなお話も出ていたようですが。

【昭島市】 昭島市ですけれども、この部分につきましても、現状ちょっと兼任している状況もございまして、引き続き今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

【会長】 よろしくお願いいたします。

それでは次、6番目。

【事務局】 6番目でございます。

市内利用と市外利用の月間利用予想件数について質問が出てございます。以上です。

【会長】 昭島市の方、いかがですか。

【昭島市】 昭島市です。

現時点におきましては、昭島市内の利用者はいない状況となっております。なので昭島市内はゼロとなっております。

また、昭島市外の運用による利用者は5件から8件程度の利用を想定しています。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 それで、市外なので、これは多分入院とか転院とかそんなような、あと手術というのを思われるんですけど、万が一手術か何かのときで当日欠勤になっちゃった場合、代替の手段とか、それからそれは日付をずらしても大丈夫のような移送なんですかということなんですけど。

【会長】 お願いいたします。

【太陽こども病院】 太陽こども病院と申します。

先ほどの質問なんですけれども、基本的にレスパイト入院の退院時に御自宅へ輸送するというサービスとなっております。手術や入院時の対応はいたしておりません。ですので、病院間の移動ということも想定しておりません。

よろしいでしょうか。

【委員】 はい、承知しました。一応そういう緊急性がないということであれば、このような内容でもというのは思いました。どうもありがとうございます。

【会長】 それでは、7番目の質問についてお願いいたします、事務局の方。

【事務局】 7番目の質問でございます。

医療ケアが必要な方の送迎につきましても理解できるところでございますが、運転者1名の方が欠勤した場合には当日に送迎は断る形になるのかというところで質問が出てござ

いました。以上です。

【昭島市】 昭島市です。

そうですね、運転手様と看護師等の医療スタッフが運行に対応できない場合には、運行の安全を確保できないということを想定されるため、運行の利用を断ることを考えております。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 そうした場合は、レスパイト入院が1日ずれるという意味なんですか。ほかの代替手段で御自宅に帰ってくださいますということなんですか、どちらなのでしょう。

【太陽こども病院】 おっしゃるとおり入院の退院日をずらすことも考えられますけれども、保護者の方がお迎えに来るといってお話であれば日程を変更せず退院していただくという形になります。

【委員】 承知いたしました。今後とも患者さんのためによりしくお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次は委員以外の委員からの質問について、1つ目、お願いいたします。

【事務局】 では、委員から質問があった件についてでございます。

資料の3ページ、運送の区域について、具体的にはどの市町村が入るのでしょうかというところで質問が出ているところでございます。以上でございます。

【昭島市】 昭島市です。

現時点におきましては、送迎の対象となる利用者の御自宅は、八王子市、東村山市、西東京市、国立市、府中市、世田谷区、品川区でございます。

また、運行区域につきましては、利用者の自宅のある地域、都内に限りますけれども、その地域を考えております。ただ、今後、利用者の状況に応じて運行対象となる市区町村が増えることも想定しております。

また、出発地は常に太陽こども病院のある昭島市を考えております。以上でございます。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 病院が必ず発地・着地どちらかになるということになると、区域としては昭島市になりますので、そのような記載で申請をいただく形になりますが、それで問題ないですかね。どうでしょうか。

【昭島市】 昭島市です。

問題ないものと考えております。

【委員】 では、区域は昭島市で申請をお願いいたします。以上です。

【会長】 よろしくをお願いいたします。

それでは、2つ目の定款ですね。

【事務局】 では、2点目でございます。

定款及び謄本の目的欄に福祉有償運送等の文言を追記する手続をしておくようお願いいたしますというところで、御意見、御質問が出ているところでございます。以上です。

【太陽こども病院】 太陽こども病院です。

この御質問に関してなんですけれども、法人本部にまずは確認いたします。御質問の趣旨は理解いたしますけれども、法人本部の考え方もあり、医療法人が医療業務以外に携わるといことがどこまで可能かどうかという点がちょっとありますので、定款及び登記などにその点を追記できるかというのはちょっと今時点ではお答えできない状況です。ちょっとそこが問題になってしまうかとは思いますが、御理解いただければと思います。

【会長】 すみません、この件については東京運輸支局の委員と、あと昭島市の事務局、保健福祉課でしょうか、お答えしていただけますか。

【委員】 すみません、のほうからまずお答えいたしますと、実際の登録要件にはないんですけれども、目的欄に福祉有償運送の項目があったほうが対外的にもいいかと思しますので、こちらの登録の手続の問題というより団体さんとして本当にそれでいいんですかというところなんです。

福祉有償運送も、一応道路運送法上で医療法人さんも登録できるという制度になっていますので、そこは何ら問題ないかなあと思うので、その辺も併せて本部さんのほうにお伝えいただければいいかなあと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、昭島市のほうは。

【昭島市】 昭島市ですけれども、今回の御意見等を踏まえまして、最終的には太陽こども病院さんのほうの判断になるかと思しますので、今日のところではできないはちょっと申し上げられない状況というふうにお伺いしておりますので、引き続き太陽こども病院さんの動向とかを注視させていただきたいというふうに思っております。以上です。

【会長】 それでは、私から1点ですね。

先ほど運輸支局から御説明があったように、福祉有償運送は医療法人等も行えるわけですからね。あと医療法人の定款というのは医療行為が主ですけどね、ほかに介護とかいろいろ、老人保健施設とか介護サービスだとかそれも入るんでしょうけど、基本的に何らかの事故等があった場合、道路運送法の事業をやっているということを定款に明記していくことは非常に重要なんですよね。その辺のところをよく昭島市、あるいは当該の法人でその辺のところを受け止めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【昭島市】 御意見としては受け止めさせていただいて、今後ちょっと調整等していきたいというふうに思います。

【会長】 じゃあよろしくをお願いします。

私、神奈川県の方の県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会のほうの委員もやっているんですけど、そちらのほうでは医療法人でも福祉有償運送を定款に入れてありますよね。過去、私、札幌市の福祉有償運送運営協議会の委員長をやっていたけど、そこでも医療法人、勤労者医療生協でしたけど、定款に入っていました。ということをやった

補足しておきます。

それでは次、お願いいたします、3つ目。

【事務局】 では、3点目でございます。

資料の39ページ、運行管理体制についてでございます。適切な運行管理を行う観点から、運行管理の責任者は運転者と別な方が望ましいのですが、どなたか運行管理の責任者として選任できる方はいらっしゃいますでしょうかというところで質問が出てございます。以上です。

【昭島市】 昭島市です。

現状といたしましては、なかなかちょっと選任できる方がいないという状況になっておりますけれども、この部分につきましては、先ほども御回答させていただきましたけれども、課題であると認識しておりますので、引き続き検討のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

【会長】 それでは、4つ目お願いいたします。

【事務局】 それでは、4点目でございます。

資料の45ページ、旅客の名簿についてでございます。こちら先ほどもちょっと出ていたかね、昭島市内の在住の方になるのでしょうか、それとも現時点では市外から病院への送迎という方もいらっしゃるのでしょうかというところで御質問が出ております。以上でございます。

【昭島市】 こちらの45ページの部分につきましては、全て昭島市外の方となっております。先ほど申し上げました八王子市ほか7区市の方になっております。以上です。

【会長】 それでは、5つ目、対価でしたけど。

【事務局】 それでは、5点目でございます。

資料の47ページから50ページについてでございます。

対価が1回780円と設定されておりますが、比較表が複数ついており、どちらを参考とすればいいかというところがございます。定額制の場合、距離に応じた加算はされないとの認識ではございますが、距離に応じた加算が記載されており、判別がつきづらいので、改めて設定について確認させていただければというところで質問が出てございます。以上でございます。

【会長】 昭島市の方、お答えしていただけますか。あるいは運輸支局から参考意見として。

【昭島市】 昭島市です。

すみません、対価につきましては、47ページの利用対価表に記載がある料金等を考えております。48ページ以降につきましては、参考資料ということで添付をさせていただきました。実際に対価につきましては、昭島市内の運行は一律780円、昭島市外に運行する際は一律2,500円を考えております。また、高速道路等の有料道路を利用した場合には、往路のみの実費を徴収していきたいというふうに考えております。以上です。

【会長】 以上で委員からの質問はおしまいだと思うんですが、何かほかに御質問、コメント等ありますか。

どうぞ、委員。

【委員】 幹福社会です。

私も委員と同じ質問になってしまうかもしれませんが、運行管理者の代行者については、これは私必要だというふうに思っているんですね。たしか国土交通省が出している支局によくある質問のQ&Aでしたっけ、そこに運行管理者と、あと運転者を兼ねる場合には、代行者の安全確認が必要というふうに書かれてあったと思うんですね。その確認をちょっとしておいたほうがいいのかというふうには思っております。

もう一点が旅客の範囲についてなんですけれども、今回、利用者の方、イロハニホヘトのトの重症心身障害者の方になっているんですけれども、この方々が将来的に身障者手帳を取る可能性もあるのかなあというふうに思っています。申請時には、旅客の範囲としてイロハニホヘトのトだけではなくて、障害者のところの区分も申請していただければ将来的にも利用し続けることができるのかなあというふうに思いますので、一応質問として上げさせていただきます。

【会長】 どうでしょうか。最初の質問については、運輸支局の門井委員から。

【委員】 おっしゃるとおりでして、実際にどのように運行管理をしていくのかというところが非常に気になる点なんですけれども、全部、運行管理も整備管理も運転もお一人でやっていくということで、具体的にどのような方法をお考えなのか。例えば出庫時、誰かに点呼を取ってもらわないといけないんですけれども、そこって具体的にどうするかというところはありますでしょうか。

【太陽こども病院】 太陽こども病院です。

当日の点呼に関してなんですけれども、私が事務部に所属しておりますので、そちらの直属の上司に体調などの確認をしていただくなど、不在の場合は同乗する看護師に対面での体調確認等をしていただいております。

【委員】 そうしますと、まず運行管理の責任者は、その上司の方にさせていただいて、看護師さんは補助者として記載いただく、そういった運行管理の体制がいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【太陽こども病院】 すみません、太陽こども病院です。

一度病院に持ち帰って上司と相談し、そのような形で運用できるように相談させていただきます。

【委員】 ありがとうございます。ぜひ御検討いただけるといいかなと思います。

1台だとしても死亡事故が起こってしまったら取り返すつかないことになってしまうので、そうしたらそのときの運行管理体制どうなっているんだという話に必ずなりますので、そこですよ。1台だからといって軽く受け止めずにしっかり考慮いただければいいかなと思います。

ここですね、協議が必要な事項ではないので、この状態でも一応協議調うことはできますので、ぜひ御検討いただければというところで私のほうからは以上とさせていただきます。すみません。

【会長】 今の件について、昭島市のほうからもフォローしていただけますか。

【昭島市】 昭島市ですけれども、一緒に調整のほうはさせていただきたいというふうに思います。

【会長】 それでは、委員からどうぞ。

【委員】 これは念のための確認なんですけど、今48ページを見た場合、ここで人件費として看護師さんとかドライバーとかなっているんですけど、この料金は病院からの持ち出し、もしくはお客様に人件費として別に支払ってもらおう、これはどっちなのでしょう。

【太陽こども病院】 太陽こども病院です。

実費はいただく一法定額とさせていただきます。

【会長】 町田委員、今ミュートになっています。

【委員】 では、こちらの必要経費というのは、その2,500円以外は全部病院さんからの持ち出しになるということによろしいんですね。

【太陽こども病院】 はい、あくまで福祉のサービスとしてさせていただきますので、レスパイト入院の利用がよりしやすくなるようにということで、こちらに関して収益を上げようとかそういう観点では行いませんので。

【委員】 では、2,500円と高速料金のみ負担ということによろしいんですね。

【太陽こども病院】 はい、大丈夫です。

【委員】 大変すばらしい事業なので、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、2つ目の内容なんですけど、これはどちらでお答え願えますでしょうか。

【太陽こども病院】 太陽こども病院です。

障害者手帳のほうも取得されたかどうかに関しては確認させていただいて、登録事項に記載してまいりたいと思います。

【会長】 すみません、心身障害児、心身障害者、どちらなのでしょう、対象の方たちは。

【太陽こども病院】 今のところ医療的ケアを必要とする重症心身障害児ですね。

【会長】 児ですね。分かりました。

【太陽こども病院】 当院が小児科専門の単科病院なので、15歳以上になりますと利用の範囲から外れてしまいますので、あくまで小児科の対象となる方だけとなっております。

【会長】 医療ケアを必要とする重症心身障害児の方たちなんですね。

【太陽こども病院】 はい、そうです。

【会長】 分かりました。

今委員から御質問ありましたけど、ほかに御質問ありますでしょうか。

特にありませんか。

(挙手する者なし)

それでは、17時を回っていますので、そろそろ決を採りたいと思うんですが、協議成立ということでよろしいでしょうか。いろいろちょっと課題も出てきたんですけどね、それについては昭島市がフォローして、運輸支局のほうでチェックするということがよろしいでしょうか。いろいろ課題は出てきましたので、ちょっと私も不安な点はあるんですけどね。一応協議成立ということでよろしいでしょうか。反対の方はいらっしゃいますか。

(挙手する者なし)

特にいらっしゃらない。ということは協議成立を可決ということでよろしく願いいたします。

あとは昭島市のほうでフォローしていただいて、運輸支局のほうでチェックして、いろいろとやり取りしていただければと思います。

全ての協議事項はこれで終わりました。

(その他)

【会長】 その他になるんですが、その他のところで委員から御提案が若干あるようなので、すみません、簡便にお願いいたします

【委員】 すみません、これは今から2年前に提案したんですけど、この協議会で、さっき言った安全とか運転とか運行管理とかそういうものの勉強会みたいなのを、事務局にちょっとなるんですけど、幹事会とこれとに2つを合同したので、それができないのかなあという提案と、あと2番目、さっき社協の場合は広報に載せていただいたという形もあったんですけど、どの団体も多分運転手募集で大変だという形になっているので、こういう形なので各市役所とか合同の募集会でもいいんですけども、やはりそういうような形でこの団体を市のほうが何か手助けしてあげないのかと。

ですから合同募集でもいいですし、先ほどやはり70が増えている形があるので、ですから単に更新したらいいという形ではなくて、せつかくこれは市とここまで密着してやっているんで、そここのところの団体の健全なる発展という言い方はちょっとおかしい言い方かもしれないんですけど、何かそんなようなのでフォローするような形ができればいいのかなあと思ってその2点、勉強会及び運転手さんの採用の補助、それは例えば市の広報にちょっと例外的に載せてあげるとか、何かそんなようなのができないかなあと思って提案いたしました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

(挙手する者なし)

じゃあこれは、すみません、幹事市の方、次の多摩市に引き継いでいただけますか。

【事務局】 では、武蔵村山市のほうから、今いただいた貴重な御意見につきまして、次

回の代表市でございます多摩市のほうに引継ぎをさせていただきますして、今後のこちらの運営協議会の設置の在り方等につきまして積極的に検討を図っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。どうも本当に御協力ありがとうございました。

じゃあバトンを事務局にお渡しします。

【事務局】 皆様、大変ありがとうございました。

令和4年度に予定しておりました多摩地域福祉有償運送運営協議会につきましては、今回をもちまして終了となりますので、皆様の御協力いただきまして大変ありがとうございました。

また、皆様、委員の任期につきましては、令和4年度末をもって一回任期が終わるような形になります。改めて文書等でこちらのほうから翌年度以降も委員を引き受けていただくかどうかというところの確認等を含めた文書を送らせていただきますので、御協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、来年度につきましては、武蔵村山市から今度は多摩市のほうがこちらの運営協議会の代表市となりますので、こちらの運営協議会の運営等につきましては、多摩市のほうにバトンを引き継がせていただきますので、引き続き委員をやられる方につきましては、御協力のほどよろしく願いいたします。

では、私どものほうからの事務連絡のほうは以上でございますので、これにて会議は終了となります。順次退出していただいて結構でございますので、大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。